

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第162号）

答申日：平成28年8月4日（平成28年度（行情）答申第259号）

事件名：特定事案に関する労働保険審査会の裁決に当たっての決裁文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年10月30日付け厚生労働省発基1030第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

公文書の管理に関して決裁文書の作成、保存については「厚生労働省行政文書管理規則」によって規定されているところであり、その存在を否定する不開示理由は極めて不当である。意図的な隠蔽といわざるを得ない。

##### （2）意見書

諮問庁は「裁決書の作成において、決裁の手続は不要であり、決裁文書は元々作成を要しないものである」と主張しているが、行政機関はその諸活動を国民に説明する責務があり、公文書による国民への説明責任が担保されなければならない。当該労働保険審査会とて例外ではない。

したがって、本件対象文書を開示すべきであり、情報公開制度の趣旨を踏まえた積極的・能動的対応が肝要であると思料する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

（1）本件異議申立人である開示請求者は、平成27年10月1日付けで、

処分庁に本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成27年11月24日付けで異議申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 3 理由

異議申立人は、存在するとすれば、特定の再審査請求事件（以下「特定事件」という。）に係る裁決書を作成した際の決裁文書及び当該特定事件の事務を取り扱った労働保険審査会の委員の合議内容を記録した文書の開示を求めたものと考えられる。

### (1) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査会及び労働保険審査官法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）25条に基づき、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

労働保険審査会は委員9名をもって組織し（労審法26条1項）、委員は独立してその職権を行う（労審法29条）。

なお、「独立して職権を行う」とは、他人又は他の機関の支配を受けないという意味であって、具体的には、関係行政庁あるいは労使等の第三者に左右されることなく、法令にのみ基づいて、その職権を行使するということである。

### (2) 裁決までの手続について

労働保険審査会が再審査請求を受理したとき、原処分をした行政庁、関係団体の推薦に基づき厚生労働大臣が指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者（以下「大臣指名者」という。）等の関係者に対して通知を行う（労審法40条）。

労働保険審査会は、審理の期日、場所を定めて当事者及び大臣指名者に通知する（労審法42条）。

審理においては、当事者及びその代理人による意見陳述、大臣指名者による意見陳述又は意見書の提出及び労審法46条に規定される審理のための処分等が行われ、審理期日の経過については、労審法47条に規定される調書に記録される。

なお、当該調書については、当該再審査請求の当事者及び大臣指名者については、労審法47条2項の規定に基づき、閲覧することができるものである。

審理を終えると、労働保険審査会は、再審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査請求全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならず（労審法50条準用同法18条）、裁決は、裁決書をもって行われる（労審法50条準用同法19条1項）。

なお、これら再審査請求事件又は審査の事務は、労働保険審査会が指名する委員3名（以下「審査員」という。）をもって構成する合議体で取り扱う（労審法33条）、とされている。

各審査員の最終的な意見の決定は、労審法29条の規定により、他の何人にも拘束されることなく自らの判断で行われなければならないものであり、審理を十分に尽くして、再審査請求の事件の裁決するときは、審査員による合議によって行われ、その合議は公開しないとされている（労審法第48条）。

#### (3) 裁決書を作成した際の決裁文書について

上記(2)のとおり、再審査請求事件の裁決は、十分な審理の後、3名の審査員の合議によって行われるものであることから、労審法50条準用同法19条1項の規定による裁決書の作成において、決裁の手續は不要である。

よって、本件特定事件の裁決書を作成する際の決裁文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

#### (4) 審査員の合議内容を記録した文書

上記(2)のとおり、審査員は、十分な審理の後、合議することとなるが、合議内容は、裁決書に反映されるものであり、当該文書は作成していないものである。

よって、本件特定事件に係る審査員の合議内容を記録した文書は、元々作成を要しないものであることから存在しないものである。

#### (5) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「厚生労働省行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）の存在を否定する不開示理由は極めて不当である」等と主張しているが、本件対象行政文書を作成しておらず、これを保有していない理由は、上記(3)ないし(4)のとおりであるから、異議申立人の主張は失当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月19日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ③ 同年3月22日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 同年7月21日 | 審議            |
| ⑤ 同年8月2日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないため不開示とする原処分を行った。これに対し、開示請求者である異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

#### (1) 裁決書を作成した際の決裁文書について

諮問庁は、本件対象文書のうち、裁決書を作成した際の決裁文書を不開示とした理由について、上記第3の3(3)のとおり説明する。

また、諮問庁は、労働保険審査会の委員の職権について、上記第3の3(1)において労働保険審査会の委員は独立してその職権を行うと説明する。

そうすると、各審査員の最終的な意見の決定として作成される裁決書は、独立して職権を行使する審査員が、合議により決するものであると解される。

一般に決裁とは、権限を持っている上位者が、部下の提出した案の可否を決めることであるが、上記のとおり、裁決書については、審査員が合議により決するものであるところ、裁決書の作成において、決裁の手続は不要であるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、裁決書を作成する際の決裁文書は、もともと作成を要しないものであることから存在しないものであるとの諮問庁の説明は是認できる。

#### (2) 審査員の合議内容を記録した文書について

諮問庁は、本件対象文書のうち、審査員の合議内容を記録した文書を不開示とした理由について、上記第3の3(4)のとおり説明する。

そこで検討するに、上記第3の3(2)における諮問庁の説明のとおり、審査会が十分に審理を尽くして、審理を終えたときは、裁決をしなければならず、裁決は、審査員による合議によって行われ、さらに、裁決は文書をもって行われるとされている。

そうすると、審査員の合議内容は裁決書に反映されるものであり、合議内容を記録した文書は、もともと作成を要しないものであることから存在しないものであるとの諮問庁の説明は是認できる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

労働保険審査会が裁決した平成26年雇26号事案について裁決の決定にあたっての決裁文書及び本件に関する委員の合議内容を記録した文書